

全建労発第 065 号
全建事発第 117 号
令和 6 年 2 月 8 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公 印 省 略〕

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 1 月 2 9 日に内閣官房と公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下本指針)が策定され、本指針について令和 6 年 1 月 5 日付け全建事発第 1 0 1 号にて、貴会会員企業の皆様への周知をお願いしたところです。また、令和 6 年 1 月 2 2 日に総理大臣官邸にて行われた政労使の意見交換で岸田総理より、中小企業・小規模企業における賃上げに向け、産業界における本指針に定めた「1 2 の行動指針」に沿った行動の徹底を産業界に強く要請するとともに、独占禁止法等に基づく厳正な対処を行う旨発言がありました。

【首相官邸ホームページURL】

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202401/22seiroushi.html

【内閣官房ホームページURL】

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/seiroushi/dai3/gijisidai.html

この度、本指針の貴会会員企業への周知や当会への自主行動計画の策定、本指針の内容に沿った対応を盛り込んだ貴会会員企業の「パートナーシップ構築宣言」の策定や見直しおよび本指針の「1 2 の行動指針」に対応する取組の実施について、国土交通省より今後フォローアップを予定している旨、別紙の通り要請がありました。

国土交通省の要請を受け、本会としては貴協会に対し下記のとおり本指針への対応やフォローアップの依頼を予定しています。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ下記の内容について、周知賜り、本指針の周知、特に本指針に定めた「1 2 の行動指針」に沿った行動の徹底や本指針の内容に沿った対応を盛り込んだ貴会会員企業の「パートナーシップ構築宣言」の策定や見直しを推進いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」にかかる全建の対応について

(1) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知について

【都道府県建設業協会へお願いしたい取組】

令和6年1月5日付け全建事発第101号「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知について」について、会員企業への周知をお願いいたします。现阶段で周知済みであれば、再周知は不要です。

なお、指針にも記載されておりますが、公正取引委員会においては、労務費の転嫁に関する情報提供フォームを設置しております。

- ✓ 労務費の転嫁に関する情報提供（公正取引委員会）

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html>

【全国建設業協会の対応予定】

2月下旬に各都道府県建設業協会に周知状況（周知方法含む）を確認する予定です。

(2) パートナーシップ構築宣言の策定・見直し及び自主行動計画の策定について

【各都道府県建設業協会へお願いしたい取組】

都道府県協会の会員企業の「パートナーシップ構築宣言」の策定・見直しを推進いただき、策定・見直しを行った会員企業の事前把握をお願いいたします。

- 「パートナーシップ構築宣言」については未策定の企業は以下リンク先の「建設業」（令和6年2月5日現在、4165社登録）各社様式をご参照願います。

- ✓ パートナーシップ構築宣言ポータルサイトURL（内閣府・中小企業庁）

<https://www.biz-partnership.jp/list.php>

【全国建設業協会の対応予定】

令和6年度に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った全建の自主行動計画を策定する予定です。

また、令和6年度第1四半期までに各都道府県建設業協会の会員企業の「パートナーシップ構築宣言」の策定・見直し状況を確認する予定です。

(3) 「12の行動指針」に対応する取組の実施について

【各都道府県建設業協会へお願いしたい取組】

「全建 労働関係法令相談室」（全建代表番号 03-3551-9396 及び全建労働部メール rodo@zenken-net.or.jp）にて、「12の行動指針」に沿わない行為等に関する連絡・相談を受け付けいたします。会員企業に周知をお願いいたします。

【全国建設業協会の対応予定】

「全建 労働関係法令相談室」へご報告いただいた内容につきましては、必要に応じて、各都道府県建設業協会と協議の上、対応を検討いたします。

以上

【担当】 全国建設業協会 労働部 菅原、事業部 山中